

東京第一会計ニュース

2025(令和7)年7月1日発行

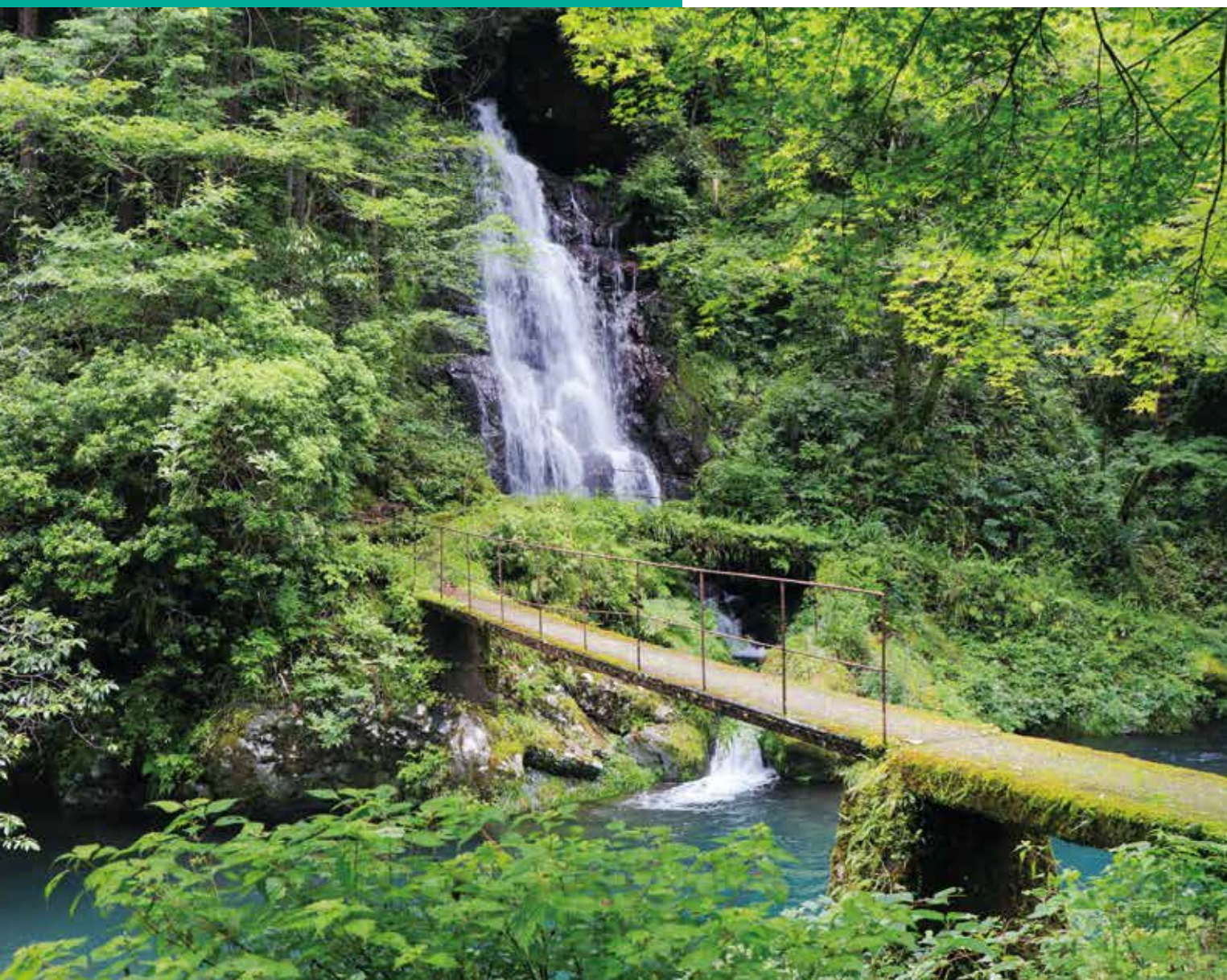
No. 122

CONTENTS

第44回 末広会総会開催のご案内
顧問先紹介【株式会社IRORI】
令和七年度税制改正について

礎

いしずえ



第44回 末広会総会 開催のご案内

日 時：2025年10月8日（水曜日）
 受付開始： 13:30
 第一部：運営会 14:00～14:45
 第二部：記念講演 15:00～16:30
 第三部：懇親会 16:45～18:45
 場 所：ハイアットリージェンシー東京

講演テーマ

『生成AIと中小企業』

講師紹介

池谷 裕二氏

東京大学薬学部教授
いけがや ゆうじ



△略歴▽

・一九七〇年静岡県藤枝市生まれ
 ・一九九八年に東京大学にて薬学博士号を取得。
 ・二〇〇二年から二〇〇五年までコロンビア大学（米ニューヨーク）に留学。

・二〇一四年より現職（東京大学薬学部教授）。
 ・二〇一八年よりERATO脳AI融合プロジェクトの代表を務め、AIチップの脳移植によって新たな知能の開拓を目指している。

著書：『海馬』、『進化しすぎた脳』、『受験脳の

作り方』他

近著：『生成AIと脳』、『すごい科学論文』

今年には記念講演の講師として、東京大学薬学部教授 池谷裕二氏をお招きします。池谷氏には一昨年の記念講演でもご講演いただき、「脳の活かし方」や「やる気」について、また当時の状況における生成AIについてお話しくださいました。ご参加の皆様より多数の質問が寄せられ、大変好評でした。

生成AIの進化は日進月歩で、一昨年と比べて実用性・精度ともに大きく向上し社会への浸透が急速に進んでいます。ソフトバンクの孫正義氏が新規事業の構想をAIと議論している、といった事例も知られるようになり、ビジネスにおけるAI活用が今後更に加速していくと考えられます。今中小企業が抱える経営課題、とりわけ「人手不足による時間不足」も生成AIを使った事務作業の効率化などで改善への糸口が見えるかもしれません。

今回の講演では、こうした現状をふまえ中小企業がAIとどう向き合い、どう活かしていけるのかについて池谷氏ならではの視点でお話しいただく予定です。ご興味のある方は、ぜひご参加ください。

<著書>



<他多数>

末広会総会とは？

末広会総会とは、東京第一会計の顧問先様同士の交流の場としてはじまり、定期的に開催している会です。

具体的な例として、講師の方をお招きして体験談や今回の生成AIのようなホットな話題についてお話いただく講演会や、趣味の合う方と知り合ったり、同業他社・異業種の方との情報交換の場としてご活用いただいている懇親会などがあります。

ご興味のある方は、お気軽に担当職員までお問い合わせください。



末広会総会 懇親会の様子

ご報告

第121回 末広会ゴルフコンペ

日時：2025年4月16日（水曜日）

おおむらさきゴルフクラブにて、8組25名で行いました。

天気にも恵まれ有名コースでのラウンドということでみなさん張り切ってプレーされていました。



ご案内

第122回 末広会ゴルフコンペ

日時：2025年11月12日（水曜日）

場所：鳩山カントリークラブ

8組32名で開催予定です。初めての方も、久しぶりの方も気軽に参加できる会となっておりますので、ぜひご参加ください。

◆ ツーリズム事業 ◆

海外旅行会社と連携して訪日ツアーの企画・運営をしています。「ローカルを楽しむ」ことを軸とし、従来の主要な観光地巡りだけでなく、地域密着型の体験プログラムを通じて、周辺地域の「本当の姿」を感じてもらうことを目指しています。

たとえば、富津市では江戸前オイスターの漁場見学をツアーの一環として提供したところ、東京から1時間の距離で豊かな自然の中で新鮮な牡蠣を食べられたと大変好評をいただきました。



ツアーの様子



日本から海外に行かれる方へのツアー提案も行っています。日本からタイへの視察ツアーでも同様に「ローカルを楽しむ」ことを軸としていますので、現地の視察・主要な観光地のみで終わらず、現地の人に人気のお店や市場などを肌で体感できるように心掛けています。



Nipponhaku Bangkok 2024

海外での展示会の参加に関してもサポートしております。今年はタイの首都バンコクで開かれる「Nipponhaku Bangkok 2025」で、ホテルチェーンやコスプレの会社の出店のトータルサポートを行っております。



日本で働くのは10年以上ぶりです、商習慣の違いにも苦労しました。商品開発では、当初プロダクトアウトの発想（生産者目線）で進めたため、オーバースペックになりがちで、ニーズを捉えきれませんでした。途中からはマーケットイン（市場や顧客のニーズを重視）の考え方に切り替えたことで、お客様の声に答えられるようになり、少しずつ信頼と実績を積み上げています。

◆ 今後について ◆

これまではタイからのお客様が中心でしたが、今後はサウジアラビアに加え、ベトナムやマレーシアなどにも展開していく予定です。

インバウンド事業では、他社が手掛けているような「本場に求められている体験」を重視して、ゲーム会社の製作現場の見学や海外の経営者に人気のある産業視察ツアーなどを企画・設計しています。

今後も、日本の隠れた食・観光・音楽・スポーツ・エンタメ文化をタイを含めた世界へつなげ、発信していけるよう邁進していきたいと思っています。



令和七年度税制改正について

二〇二五年度の税制改正では、物価や賃金の上昇、これに伴う就業調整等に対応すべく、所得税の控除に関しての見直しがなされました。これによって、税金や社会保険料が課される境目となる年収、いわゆる「年収の壁」もより複雑に変化しました。

改正の内容と、改正後の「年収の壁」について、具体的に確認していきましょう。

●基礎控除の引き上げ

合計所得金額が二千三百五十万円以下の個人について、所得税の基礎控除額が48万円から58万円に引き上げられました。

更に、二〇二五年と二〇二六年について、合計所得金額が655万円以下の層の税負担軽減を目的として、所得金額に応じた基礎控除の上乗せ特例が創設されています。（表1 赤枠内参照）これにより、一時的には税負担軽減となるものの、二〇二七年以降は、所得金額が132万円を超えると基礎控除の金額が95万円から58万円に大幅に減ってしまうため注意が必要です。

なお、改正前と同様、合計所得金額が二千三百五十万円を超える高所得者に対しては、段階的に控除額が減少し、二千五百万円を超えると基礎控除額は0円になります。

出典：国税庁 表1

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999 円以下)	95万円 (注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999 円超 475万1,999 円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999 円超 665万5,556 円以下)	68万円 (注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556 円超 850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

●給与所得控除の下限の引き上げ

所得税の給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。これにより、給与年収190万円以下の場合合は一律65万円が控除されるため、所得税等の負担が軽減されます（表2）。それ以上の収入の場合は改正前と同様の金額で、収入の増加と共に一定程度まで増加します。

●特定親族特別控除の創設

新たに「特定親族特別控除」が創設されました。特定親族とは、（日本国内の（居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（※1）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人が対象となります。（表3）

従来、大学等の高等教育を受ける時期にある19歳以上23歳未満の親族を扶養することに対し、特定扶養控除として一般の扶養控除額38万円に25万円を加算する制度がありました。一方で、大学生等がアルバイトによって年収103万円を超えると親の扶養控除の対象外となり、前述の控除が受けられず税負担が増えるため、働く時間を制限せざるを得ない状況が生じていました。

今回の新制度により、年収150万円以下までは扶養者の控除が一律63万円となり、それ以降も段階的に所得控除を受けられるようになったことで、扶養する側の税負担急増を緩和しながら、学生側も柔軟に働けるようになります。

※1 配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色専従者を除く



④ 130万円の壁（社会保険②）

妻B、長男C、長女Dの年収が130万円を超えると、自ら保険料を負担して社会保険に加入する必要があります（②106万円の壁に該当し、すでに加入している場合はこの壁の影響はありません）

⑤ 150万円の壁（所得税②）

19歳以上23歳未満の扶養親族（長男C）の年収が150万円を超えると、特定親族特別控除が年収188万円まで段階的に減少し、扶養者（父親A）の所得税負担が増加します。

⑥ 160万円の壁（所得税③）

妻B、長男C、長女Dの年収が160万円を超えると所得税が課税されます。また配偶者（妻B）は、配偶者特別控除が段階的に減少していきます。

このように、「年収の壁」には税制・社会保険制度ごとに複数の基準があり、それぞれで異なる影響があります。その中でも負担増加が著しいのが表4①ないしは④の社会保険の保険料負担が生じるケースです。所得税・住民税が「壁を超えた部分」に対して課税されるのに対し、社会保険料は加入後、年収全体、つまり「壁を超えるまで

表 4

収入金額 (給与収入)	区分	被扶養者の年収の壁	年間負担増加額等
①106万円	社会保険 (条件付き)	条件付きで社会保険の加入義務が生じる境目	妻Bが約16万円～
②110万円	住民税	住民税が課税されるかどうかの境目	妻B 長男C 長女Dが5千円～
③123万円	所得税	扶養者の扶養から外れ、扶養者の税負担が増加する境目	(長女Dの扶養が外れると) 父親Aの負担が7万6千円
④130万円	社会保険	自身での社会保険への加入が必要になる境目	妻B 長男C 長女Dが約19万円～
⑤150万円	所得税	被扶養者が19歳以上23歳未満の場合、特定親族特別控除が段階的に減る最初の壁	父親Aが4千円～
⑥160万円	所得税	本人の所得税が課税される境目 被扶養者が配偶者の場合、配偶者特別控除が段階的に減る最初の壁	妻B長男C長女D所得税発生100円～ 父親Aが4千円～

の部分」に対しても徴収されるため、負担が重くなる傾向があります。そのため、加入の境目となる収入の前後で、収入は増えなくても保険料負担により手取りが減るといった現象が生じ、これは俗に「年収の崖」とも呼ばれます。政府は社会保険の適用範囲を更に拡大する方針を示しており、引き続き政府の動向に注意が必要です。

また、扶養者の勤め先の賃金規定によつては、被扶養者の収入次第で扶養家族手当がカットされ、扶養者自身の収入が減少する場合があります。扶養家族手当の支給要件がどのようなになっているか確認してみましょう。

企業の熱中症対策

二〇二五年六月一日から熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正・施行されました。この改正により、熱中症の恐れがある作業「暑さ指数（WBGT 湿球黒球温度）28度以上又は気温31度以上の作業場において、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われる作業」については、熱中症の自覚症状がある又は熱中症の恐れがある作業者を発見次第報告する体制整備と応急対応手順の作成及び関係者への周知が義務付けられました。

対応を怠ると、「労働安全衛生法」により都道府県労働局から作業の停止を命じられたり、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が課される可能性もあります。

特に外での作業を行う場合には、現場での緊急連絡網の作成、朝礼やミーティングでの周知・注意喚起を行い、熱中症対策を万全にして夏を乗り切りましょう。

